



令和 5 年度

奈良市職員採用試験案内（高度専門人材）

申込受付期間

令和 5 年 9 月 22 日(金)～令和 5 年 10 月 15 日(日)

奈良市を発展させるために、皆さんの経験を求めています！

奈良市は平成 23 年度から職務経験者採用を行っており、現在も庁内では多くの経験者が活躍しています。今回の募集では豊富な職務経験と共に管理職等としてのマネジメント経験を求めます。採用後すぐに即戦力として活躍できる方のご応募をお待ちしています。

求める 能力 経験

- ・ 官公庁等において政策立案や立法事務に携わった経験
- ・ 非営利セクター等で社会資源を生かした協働やまちづくりに携わった経験
- ・ 用地取得や街路整備、公共施設の設計・監理に携わった経験
- ・ 企業誘致や企業の財務分析、経営指導等に携わった経験
- ・ デザイナーやクリエイティブ・ディレクター等として公益事業（行政に限りません）に関わった経験
- ・ スポーツマネジメントや文化事業への高い専門性や経験
- ・ ICT 教育や STEAM 教育に関する企画・実践能力
- ・ デジタル市役所の制度設計や社会実装に要する専門性
- ・ 気象予報士や防災士等、防災・減災への取組みに高い専門性や実務経験 など

募集要項

募集職種	一般事務職
採用予定	若干名
年齢要件	昭和 43 年(1968 年)4 月 2 日から平成 3 年(1991 年)4 月 1 日までに生まれた人 (満 33 歳～満 55 歳)
職歴要件	学校教育法による大学、短期大学※、高等学校を卒業し、民間企業等における職務経験が令和 5 年 9 月 30 日までの間に 10 年以上ある人 ※短期大学には高等専門学校及び学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が 2 年以上であり、かつ 1600 時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを修了の要件とするものを含みます。

■上記にかかわらず、次のいずれかに該当する人は受験できません。

①地方公務員法第 16 条の規定により、地方公務員となることができない人

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 奈良市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ②日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている者（採用予定日において制限のない者を除く）

選考フロー

第1次試験	■書類選考 受験申込時に登録した職歴等の審査	合格発表 10月下旬
▼		
第2次試験	■プレゼンテーション試験 【日時】11月上旬 【会場】奈良市役所 ■SPI3 性格検査 【日時】第1次合格者に後日指定する期間から選択	合格発表 11月中旬
▼		
第3次試験	■個別面接 【日時】11月下旬 【会場】奈良市役所	合格発表 11月下旬 ～12月上旬

- SPI3については、第1次試験合格者のエントリーしたメールアドレスはURLが送信されますので、自宅などのインターネット上で性格検査を受検してください。性格検査を受検していない場合は、受験辞退として取り扱いますので、注意してください。
- 各試験で指定された日時は、変更することができません。いずれの試験も、欠席又は棄権した場合は、それ以後の試験を受けられません。
- 災害等により試験内容や日程等を変更する場合は、奈良市ホームページにおいてお知らせします。
- 採用試験に係る経費については、奈良市民の方々に納めていただいた貴重な税金で賄います。申し込みを行った場合は、必ず受験してください。また、やむを得ない理由で受験できなくなった場合は、必ず奈良市職員任用試験委員会に事前に連絡を行い、無断で欠席することのないよう注意してください。

■SPI3 公式サイト

URL :
<https://www.spi.recruit.co.jp/te-stce>



申込手続

申込受付期間	令和5年9月22日（金）～令和5年10月15日（日）23:59	
申込方法	奈良市ホームページの専用フォームより申込 https://logoform.jp/form/p6et/331388	 エントリーシート

■注意事項

- 奈良市ホームページ又は上記のURLやQRコードを読み取り、申込専用フォームより申し込んでください。
- スマートフォンからの入力も可能です。

- 申込画面では、受験職種や学歴のほか、志望動機などの文章入力も必要ですので、必ず事前に画面で入力項目・注意事項を確認し、準備した上で申し込んでください（一時保存機能はあります）。
- 送信後、受験番号（アルファベット-4桁の番号。「受付番号」とは異なります）が表示されます。また、受験番号は、登録したメールアドレス宛に自動で届く送信完了メール内にも表示されています。受験番号が表示されない、送信完了メールが届かない場合は申込ができていない可能性がありますので、奈良市職員任用試験委員会に必ずお問合せください。
- 試験当日に何らかの配慮を必要とする人は、必ず申込専用フォーム内の該当箇所にご入力ください。
- 申込みは1回です。重複申込の場合は、最初に入力した内容が書類選考の対象となります。申込送信以降、申込内容の変更はできませんので、内容に不備がないか必ず確認してください。
- 携帯電話のメールアドレスを登録した場合や、誤入力・通信回線上の障害等が発生した場合は、奈良市からのメールが受信できず、申し込みができない場合があります。いかなる理由であっても、奈良市は一切責任を負いませんのでご注意ください。
- 採用試験に係る経費については、奈良市民の方々に納めていただいた貴重な税金で賄います。申し込みを行った場合は、必ず受験するようにしてください。また、やむを得ない理由で受験できなくなった場合は、必ず奈良市職員任用試験委員会に事前に連絡を行い、無断で欠席することのないよう注意してください。

職務経歴

■職務経歴の取扱について

1. 受験資格に定める職務経歴とは、雇用形態にかかわらず、一つの企業等に1週間当たり29時間以上の勤務したものを指します。
2. 「民間企業等における職務経歴」には、会社員、団体職員、公務員（奈良市の正職員は除く。）、自営業者等としての職務経歴が該当します。
3. 職務経歴が複数ある場合は、1月以上継続して勤務していた職務経歴に限り算入できます。（同時期に複数の企業等に勤務していた場合は、いずれか一方のみを算入できます。）
4. 第3次試験合格後に、職務経歴に関する受験資格を証明するため、職歴証明書等の証明書類を提出する必要があります。

■職務経歴の計算について

1. 年数は、勤務を開始した日（起算日）から翌年の起算日に相当する日の前日（応当日前日）までを1年として計算します。
 - （例1）H30.2.1～R2.1.31→→2年
 - （例2）H28.9.7～R1.9.6→→3年
2. 月数は、起算日から翌月の応当日前日までを1月として計算します。
 - （例1）H28.4.16～R4.3.15→→5年11月
 - （例2）H30.5.19～H30.11.18→→6月
 ※起算日が30日又は31日で、2月末日まで勤務していた場合は、2月末日を応当日前日とみなします。
 - （例）H29.7.31～R3.2.29→→3年7月
3. 応当日前日より前に勤務が終了した場合は、その月の前月の応当日前日までの月数を計算し、残りの日数は切り捨てます。ただし、残りの日数が30日になる場合は1月として計算します。
 - （例1）H29.10.30～R2.5.23…2年6月+24日→→2年6月
 - （例2）H28.8.2～R3.5.31…4年9月+30日→→4年10月

合格発表


■第1次試験/2次試験

奈良市職員採用ホームページに、**合格者の受験番号を掲載**します。併せて、**2次試験/3次試験の案内も掲載**しますので、必ず発表の内容を確認してください。受験者に**個別の通知は行いません**。また、電話等での可否の照会には応じません。

■第3次試験

奈良市職員採用ホームページに**最終合格者の受験番号を掲載**します。併せて、**最終合格者及び繰上合格候補者には郵送にて通知**します。不合格者には**個別の通知を行いません**。また、電話等での可否の照会には応じません。

試験結果の開示

開示期間	各試験合格発表の日から3か月間
申込方法	奈良市ホームページの専用フォームより申込 https://logoform.jp/form/p6et/352853 

- 各試験の結果（総合順位、総合得点及び試験種別得点）について、個人情報の保護に関する法律第69条に基づき、成績開示を請求することができます。電話等による請求はできません。
- 成績開示を請求する人は、各試験合格発表の日から3か月以内に、奈良市ホームページの以下のURLまたはQRコードより申し込んでください。
- 成績は、開示請求メール受信から約2週間以内に、申込専用フォームに登録されたメールアドレスに返信します。
- 各試験種類においては、最低限必要な得点を「基準点」として定めている場合があります。その場合に、基準点に達しない試験が1つでも存在する受験者は、他の試験種類の成績にかかわらず不合格となります。

合格から採用まで

1. 最終合格者は、第3次試験合格発表日に作成する採用候補者名簿に登載し、令和6年4月に採用の予定です。ただし、欠員の状況等に応じて、それ以前にも、本人の同意を得た上で採用する場合があります。
2. 最終合格者以外に、不合格者の成績上位者から繰上合格候補者を決定することがあります。最終合格者から採用辞退等が生じた場合は、繰上合格候補者の成績上位者から最終合格者への繰上補充を行います。
3. 採用候補者名簿は、原則として1年間有効です。
4. 受験資格がないこと又は入力事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

主な職務内容及び勤務条件

採用されれば、職歴や能力等を考慮して「係長級」「課長補佐級」のいずれかの役職で配属されます。

想定役職	主な職務内容（基本的な勤務時間は1週間当たり38時間45分）
係長級	係の責任者として、部下の育成・マネジメントを行う。職務経験で培われた能力や専門知識を活かして業務改善・課題解決を図り、所属部署の政策実現に従事する。
課長補佐級	所属長を補佐し、所属部署の全体のマネジメントを行う。職務経験で培われた能力や専門知識を活かし、企画立案・調整・遂行により所属部署の政策実現に従事する。

- 上記は採用後に想定される役職と求められる職務の概要です。具体的な業務内容については、配属された部署によって異なります。
- 採用時の役職・配属される部署は、職歴や能力等を踏まえて決定しますので、希望される役職・部署に配属されるとは限りません。

給与

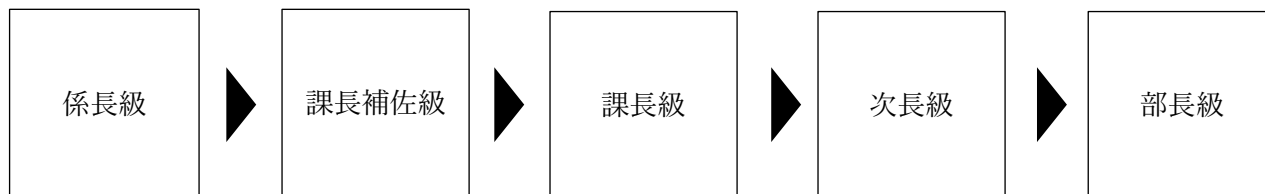
役職	初任給 (地域手当含む)	備考（年齢は入庁年度の満年齢）
係長級	299,970 円程度	入庁時満年齢が 34 歳で最終学歴後、経験年数が 10 年の場合
課長補佐級	425,920 円程度	入庁時満年齢が 40 歳で最終学歴後、経験年数が 17 年の場合
課長補佐級	485,980 円程度	入庁時満年齢が 56 歳で最終学歴後、経験年数が 33 年の場合

- 上記の他に、期末・勤勉手当が支給され、通勤手当、扶養手当、住居手当、特殊勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。
- 初任給は採用前の経歴等に応じ、一定の基準に基づいて決定されるので個人によって異なることがあります。
- 採用前に給与条例等の改正があった場合は、改定後の規定による支給となります。
- 市の財政健全化に資することを目的に、職責に応じて給料月額の見直しを行う場合があります。

昇任

基本的に下図に基づき昇任します。

昇任は、人員配置、政策方針、個々の人事評価など、総合的な判断のもと行います。



よくある質問

質 問	回 答
面接の日程を変更することはできますか？	原則、どの試験も日程を変更することはできません。指定された日時に受験するようにしてください。ただし、現職の都合等で受験が困難な場合は可能な範囲で対応しますので奈良市職員任用試験委員会まで問い合わせてください。
契約社員や派遣社員の経験年数の取扱いはどうしたらよいですか？	例えば6ヶ月ごとの雇用契約であった場合、企業・団体等に継続していた期間を経験年数として通算できます。
同じ企業・団体等で、雇用形態が変わった場合（契約社員から正社員など）の経験年数の取扱いはどうしたらよいですか？	週29時間以上の勤務であって、同じ企業・団体等に継続して勤務をしていれば、通算できます。
受験資格に該当する会社が倒産しているのですが、受験できますか？	受験資格を満たしていれば、受験は可能ですが、最終試験後に受験資格に定める職務経験の証明のために、雇用期間と1週間の勤務時間などが分かる書類が必要になります。客観的な証明のできる書類（雇用保険受給資格者証等）を用意し、必ず奈良市職員任用試験委員会に問い合わせてください。
出向により、別の会社に勤務した期間は通算できますか？	職歴証明書により、元の会社に在籍したままの出向であったことが証明できれば、元の会社での職務経験として通算できます。退職派遣など、一度退職しているような場合は通算できません。
会社名が変更（合併等も含む）になったが、継続して通算できますか？	会社名が変更されても、その会社が元は同一であることと、本人がその会社に継続して勤務していたことが職歴証明書で証明できれば通算できます。
身体に障がいがありますが、受験に際して配慮をしてもらえますか？	身体に障がい等があり、試験当日に車椅子を使用するなど受験に際して配慮が必要な方は、必ず申込みの際に電話等で奈良市職員任用試験委員会に相談してください。
自営業の場合は、何を提出すればよいですか？	事業所の代表者名で作成する職歴証明書のほかに、営業時間・営業日、開業期間などを客観的に証明できる書類を用意し、奈良市職員任用試験委員会まで問い合わせてください。
前職の経験が活かされる配属となるのですか？	配属に当たっては、これまでに培ってきた知識、経験等を活かした職務に就いていただく予定です。しかし場合によっては、能力、適性、実績を活かして幅広い職務分野に就いていただくこともあります。

その他

問合せ先	〒630-8580 （奈良市役所の特定郵便番号のため住所記入不要） 奈良市職員任用試験委員会（奈良市役所人事課内） 奈良市二条大路南一丁目1番1号 電話 （0742）34-4821 （直通） メール saiyo@city.nara.lg.jp
インターネット	https://www.city.nara.lg.jp/ にて情報を提供しています。 メールや電話等による採用試験案内や試験に関する問い合わせには 応じられません。